



『第124回消費者相談担当者講習会』開催のご案内

消費者相談担当者講習会は、ダイレクトセリング企業における適切な相談体制の確立を目指し、消費者問題委員会の企画により年4回定期的に開催しています。本講習会は、当協会に加盟していない事業者の方も受講していただけます。

記

日 時: 令和元年7月4日(木) 13時00分～17時20分

場 所: ワイム貸会議室四谷三丁目 ルームC 東京都新宿区四谷3-12丸正総本店ビル6階  
TEL 0120(311)104 丸ノ内線「四谷三丁目駅」より徒歩1分 ※案内図参照

参加費: 会員 お一人 7,000円・会員外 お一人 10,000円

※申込票を受理後、お申込者様宛に請求書を送付しますので指定口座(請求書に記載)に6月27日(木)までにお振込み下さい。

申込み: 下記の参加申込票により6月20日(木)までに協会事務局あてお申込み下さい。

(公社)日本訪問販売協会 事務局宛

TEL 03(3357)6531 FAX 03(3357)6585

☆下記の個人情報は本講習会に係る受付・連絡で使用いたします。

第124回消費者相談担当者講習会 申込票(令和元年 月 日) ※該当事項に○印

企業・団体名	※( 会員 ・ 会員外 )
〒 _____	
ご住所	

参加者氏名	部署・役職	参加費
1.		円
2.		円
3.		円
参加者合計 _____ 名	参加費合計 _____	円
申込者氏名	部署	
TEL	FAX	

## 第124回消費者相談担当者講習会

日 時：令和元年7月4日（木）

場 所：ワイム貸会議室四谷三丁目

テーマ及び講師：

13:00～ 開会

13:05～ **「景品表示法の最近の動向」**

製品の性能をいかに表示し消費者に訴求することは、企業がマーケティングを考える上で重要なテーマである。しかし、誇大あるいは虚偽の表示は、消費者の購入判断に誤解を生じさせるだけでなく、正常な企業間の市場競争を阻害する大きな要因となる。近時、表示規制の厳しさは際立つ感がある。同法による平成29年度の措置命令件数は、前年のほぼ倍増の50件、課徴金納付命令は1件から19件となった。一方、課徴金納付命令が取消された事例もある。企業は違法性の判断を適確にできる担当者を配置し研鑽を積ませるなど、違法だと指摘されることがない組織体制をつくることが重要である。

### 第1部「景表法規制の現状とリスクマネジメントについて」(90分)

講師 森・濱田松本法律事務所 弁護士

法執行の現状、適正表示を促進する社内の仕組作りの留意点、外部（消費者、消費者団体、行政）から問題指摘があった場合の対応などのリスクマネジメントを考える。

<質疑応答／意見交換>

14:35～

<休憩>

14:40～ **第2部「事例研究—違反事例の傾向—」(60分)**

講師 公益社団法人日本広告審査機構 審査部長

措置命令を発令された最近の事例を紹介しながら、なにが問題として問われたかを指摘し、適切な表示のありかたを検討する。

<質疑応答／意見交換>

15:40～

<休憩>

15:50～ **「法令解説 ①特商法6条の2等の合理的根拠を示す資料とは？」**

**②特商法35条 一連鎖販売取引の広告について—」(90分)**

講師 高芝法律事務所 弁護士

①商品等の効能効果に関し虚偽・誇大な勧誘等を受けたというトラブルを防止するため、平成16年の特商法改正の折に加えられた規定である。行政庁は事業者による商品の効能効果に関する説明が、法6条1項1号（不実告知）に該当するかどうかを判断するときに、当該事業者に対して、その説明の裏付けとなる「合理的な根拠を示す資料」の提出を求め、一定期間（15日間）を過ぎても未提出の場合は不実告知をしたものと見なすというものである。この場合、単に、愛用者の体験談やモニターの実例等の実例を提示するだけでは合理的根拠に当たらないとされている。

②統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者が、連鎖販売取引の広告を行うときは、一定の事項の表示が義務付けられている。また、広告には新聞やTV等のメディアを媒体とする以外にチラシの配布、インターネット上の電子メールやホームページに加え近年はSNS等で表示される広告も含む。多様化が進む中連鎖販売取引の広告を再チェックする。

<質疑応答／意見交換>

17:20 閉会

(会場案内図)

会 場:「ワйм貸会議室四谷三丁目」

住 所:東京都新宿区四谷3-12 丸正総本店ビル6階

電 話:0120-311-104

